

重要事項説明書（契約概要）

- 「重要事項説明書（契約概要）」は、ご契約の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえお申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. 保険商品の特長としくみ

●基本事項

この保険では、主契約や各特約において保障の対象となる疾病が異なりますので、本資料においては、それぞれ次の3つの用語で区分のうえ、表示しています。

- ・ 悪性新生物:『ご契約のしおり・約款 別表29（対象となる悪性新生物（2017））』に定めるもの
- ・ 上皮内新生物:『ご契約のしおり・約款 別表30（対象となる上皮内新生物（2017））』に定めるもの
- ・ がん:上記「悪性新生物」と「上皮内新生物」を合わせたもの

正式名称	無解約返戻金型悪性新生物療養保険(2017)
ペットネーム	新がんベスト・ゴールドα

お申込みいただく保険契約のご契約内容、個別の保険料等については、提案書や申込書にてご確認ください。

●保険商品の特長

- ・ 初めて悪性新生物と診断確定されたとき給付金をお支払いします。
- ・ 初めて悪性新生物と診断確定された時点で以後の保険料のお払込みが免除されます。
- ・ 保険料払込期間中の解約返戻金をなくすことにより割安な保険料になっています。
- ・ 短期払で保険料払込期間満了後に、解約した場合は解約返戻金、死亡した場合は死亡給付金があります。
- ・ 各種特約や特則を付加することにより、保障内容を充実させることができます。

《しくみ図》 保険料払込期間：終身の場合



<保障の責任開始日(期)>

この保険は、保険期間の始期から91日目に保障を開始します。

2. 主契約の保障内容について

詳細は『ご契約のしおり・約款』をご参照ください。

●保障内容

お支払いする給付金	支払事由	支払額	支払限度	受取人
A 悪性新生物診断給付金	責任開始日(または復活日)以後の保険期間中に、次のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> 初めて悪性新生物と診断確定(*1)されたとき 前回の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当した日から起算して2年を経過した日の翌日以後に、責任開始期以後の保険期間中に診断確定された悪性新生物の治療を目的として病院または診療所において入院を開始したときまたは通院をしたとき(*2) 	悪性新生物診断給付金額	通算限度なし(2年に1回)	被保険者
死亡給付金	保険料払込期間満了後の保険期間中に死亡したとき	悪性新生物診断給付金額×10%	—	死亡給付金受取人

死亡給付金のお支払いには所定の免責事由があります。

(*1) 悪性新生物の診断確定は、病理組織学的所見(生検・剖検)により医師の資格を持つ者によってなされることを要します。ただし、病理組織学的所見(生検・剖検)が得られない場合には、他の所見(注)による診断確定も認めることがあります。

(注) 他の所見とは、細胞学的所見、理学的所見(X線、CT、MRI、超音波、内視鏡等)、臨床学的所見、手術所見の全部またはいずれかを指します。これらの所見を認める場合とは、「悪性新生物の全身転移等の末期症状で手術をしない場合」や「脳腫瘍等で手術をしない場合」等、病理組織学的所見が不能である場合となります。よって、一般的に病理組織学的検査を実施することが可能な状態であるにもかかわらず、治療方針の選択など被保険者様の事情やご都合により検査・手術を延期・拒否され、病理組織学的検査ができない場合や手術の予定がある場合には、その他の所見での診断確定は認められません。

(*2) 前回の悪性新生物診断給付金支払事由該当日から起算して2年を経過した翌日に、悪性新生物の治療を目的とした入院を継続している場合には、その日に入院したものとみなして悪性新生物診断給付金をお支払いします。

●給付金のお支払いについての留意事項

死亡給付金	お取扱いは以下のとおりです。				
	<table border="1"> <tr> <td>全期払</td> <td>保険期間を通じて死亡給付金はありません。</td> </tr> <tr> <td>短期払</td> <td> 保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。 </td> </tr> </table>	全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。	短期払	保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。
全期払	保険期間を通じて死亡給付金はありません。				
短期払	保険料払込期間中の死亡 : 死亡給付金はありません。 保険料払込期間満了後の死亡 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の死亡給付金をお支払いします。				



- 「悪性新生物」とは、『ご契約のしおり・約款 別表29 (対象となる悪性新生物(2017))』に定めるものをいいます。
- 被保険者が死亡したときには、ご契約は消滅します。

●保険料払込みの免除

保険料払込免除事由	責任開始日(または復活日)以後の保険料払込期間中に初めて悪性新生物と診断確定されたとき
-----------	---------------------------------------------

3. 付加できる特約・特則について

主契約には、以下の特約・特則を付加することができます。詳細は『[ご契約のしおり・約款](#)』をご参照ください。

(注)ご契約の内容によっては、付加できない場合があります。

特約・特則名	お支払いする給付金等	支払事由	支払額	支払限度
悪性新生物診断給付金割増給付特則	Ⓑ 悪性新生物診断割増給付金	この特則の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>本則の悪性新生物診断給付金の支払事由に該当したとき。ただし、初めて悪性新生物と診断確定されて支払事由に該当した場合を除きます。</u>	悪性新生物診断給付金額 × 給付倍率(1~2)	通算限度なし (2年に1回)
悪性新生物初回診断一時金特約(2017)	Ⓒ 悪性新生物初回診断一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>初めて悪性新生物と診断確定されたとき</u>	悪性新生物初回診断一時金額	1回
上皮内新生物診断給付金特約(2017)	Ⓓ 上皮内新生物診断給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>上皮内新生物と診断確定されたとき</u>	上皮内新生物診断給付金額	通算限度なし (2年に1回)
がん先進医療特約(2017)	Ⓔ がん先進医療給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>次のすべてを満たす療養を受けたとき</u> ① この特約の責任開始日(または復活日)以後に <u>診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)を直接の原因とする療養</u> であること ② <u>先進医療による療養</u> であること	先進医療による療養に係る技術料と同額	通算限度 2,000万円
	Ⓕ がん先進医療一時金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>がん先進医療給付金が支払われる療養</u> を受けたとき	がん先進医療給付金 × 10%相当額	—
がん治療給付金特約(2017)	Ⓖ 抗がん剤治療給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>次のすべてを満たす入院または通院をしたとき</u> ① この特約の責任開始日(または復活日)以後に <u>診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を直接の目的とする入院または通院</u> であること ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表により、 <u>所定の抗がん剤またはホルモン剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院</u> であること	がん治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)
	Ⓖ がん放射線治療給付金	この特約の責任開始日(または復活日)以後に、 <u>次のすべてを満たす放射線治療を受けたとき</u> ① この特約の責任開始日(または復活日)以後に <u>診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を直接の目的とする放射線治療</u> であること ② 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により、 <u>放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為</u> であること(ただし、血液照射を除きます。)	がん治療給付金額	通算限度なし (同一月に1回)

特約・特則名	お支払いする 給付金等	支払事由	支払額	支払限度
がん疼痛ケア給付金 特約(2017)	① がん疼痛ケア 給付金	<p>この特約の責任開始日(または復活日)以後に、<u>次のすべてを満たす入院または通院をしたとき</u></p> <p>① この特約の責任開始日(または復活日)以後に<u>診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)のがん性疼痛緩和を目的とする入院または通院</u>であること</p> <p>② 次のいずれかに該当する入院または通院であること</p> <p>1. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって、<u>所定の疼痛緩和薬の薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院</u>であること</p> <p>2. 公的医療保険制度における医科診療報酬点数表によって、<u>緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院</u>であること</p>	がん疼痛ケア 給付金額	通算限度 12回 (同一月に1回)
女性がんケア 特約(2017)	② 女性がん手術給 付金	<p>この特約の責任開始日(または復活日)以後に<u>診断確定されたがん(上皮内新生物・悪性新生物)の治療を直接の目的とする次のいずれかの手術を受けたとき</u></p> <p>① 乳房観血切除術</p> <p>② 卵巣観血切除術</p> <p>③ 子宮観血切除術</p>	【手術1回につき】 女性がんケア 給付金額	<ul style="list-style-type: none"> 乳房観血切除術： 片側1乳房につき1回 卵巣観血切除術： 2回 子宮観血切除術： 1回
	③ 乳房再建術 給付金	<p>この特約の責任開始日(または復活日)以後に、<u>女性がん手術給付金</u>が支払われる乳房観血切除術を受けた乳房について乳房再建術を受けたとき</p>	【手術1回につき】 女性がんケア 給付金額	片側1乳房につき1回
がん手術 特約(2017)	④ がん手術 給付金	<p>この特約の責任開始日(または復活日)以後に、<u>がん(上皮内新生物・悪性新生物)と診断確定され、その治療を目的とする所定の手術を受けたとき</u></p>	【手術1回につき】 がん手術 給付金額	通算限度なし (ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによるがん手術は60日に1回)

特約名	お取扱内容
指定代理請求人特約	給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない所定の事情があるときに、給付金等の受取人に代わり、 <u>指定代理請求人が請求を行うことができます。</u>



- 主契約の保険料のお払込みが免除される場合には、付加されている特約・特則の保険料のお払込みも免除されます。なお、保険料のお払込みが免除される場合には、悪性新生物初回診断一時金特約(2017)は消滅します。
- 1契約につき、悪性新生物診断給付金割増給付特則と悪性新生物初回診断一時金特約(2017)を同時に付加することはできません。
- 悪性新生物診断給付金割増給付特則が付加されている場合、悪性新生物初回診断一時金特約(2017)を中途付加することはできません。
- 悪性新生物診断給付金割増給付特則を中途付加することはできません。

●給付金等のお支払いについての留意事項

<p>悪性新生物 診断給付金割増給付 特則</p>	<ul style="list-style-type: none"> 給付倍率の型は、契約時に以下の2種類から選択いただきます。 <table border="1" data-bbox="439 140 918 244"> <thead> <tr> <th>給付倍率の型</th> <th>給付倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>I 型</td> <td>1倍</td> </tr> <tr> <td>II 型</td> <td>2倍</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 給付倍率の型は変更できません。 	給付倍率の型	給付倍率	I 型	1倍	II 型	2倍
給付倍率の型	給付倍率						
I 型	1倍						
II 型	2倍						
<p>悪性新生物初回診断 一時金特約(2017)</p>	<p>悪性新生物初回診断一時金が支払われた場合には、この特約は、被保険者が悪性新生物初回診断一時金の支払事由に該当したときから消滅したものとみなします。</p>						
<p>上皮内新生物 診断給付金特約(2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> この特約における上皮内新生物については、『ご契約のしおり・約款 別表30 (対象となる上皮内新生物 (2017))』をご参照ください。 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由が該当日から起算して2年以内に上皮内新生物診断給付金の支払事由に新たに該当し、その後次に次のいずれかに該当した場合、上皮内新生物診断給付金をお支払いします。 <ol style="list-style-type: none"> ① 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由が該当日から起算して2年を経過した日の翌日に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を継続しているとき ② 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由が該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした入院を開始したとき ③ 前回の上皮内新生物診断給付金支払事由が該当日から起算して2年を経過した日の翌日以後の保険期間中に、上皮内新生物の治療を目的とした通院をしたとき 主契約の悪性新生物診断給付金とこの特約の上皮内新生物診断給付金の支払事由に該当した場合、支払事由間の期間にかかわらず、両方の給付金をお支払いします。ただし、それぞれの給付金の支払事由の原因となった疾病が同一等の場合は、給付金のお支払いに際して制限があります。 						
<p>がん先進医療 特約(2017)</p>	<p>支払対象となる先進医療については、『がん先進医療特約条項(2017)第5条 備考3』をご参照ください。</p>						
<p>がん治療給付金 特約(2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抗がん剤治療給付金の支払対象となる抗がん剤またはホルモン剤は、『がん治療給付金特約条項(2017)第5条 備考9』をご参照ください。 抗がん剤治療給付金の支払対象には、再発予防を目的とする抗がん剤またはホルモン剤の投与および処方のための入院または通院を含みます。 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、当該処方せんに基づいて所定の抗がん剤またはホルモン剤の支給を受けた場合に限り抗がん剤治療給付金をお支払いします。 抗がん剤治療給付金の支払事由が該当日については、『がん治療給付金特約条項(2017)第5条 3』をご参照ください。 がん放射線治療給付金の支払対象となる治療には、電磁波温熱療法を含みます。 がん放射線治療給付金の支払事由が該当日については、『がん治療給付金特約条項(2017)第6条 4』をご参照ください。 所定の放射線治療を一連の治療過程に連続して複数回を受けた場合は、一連の治療のうち初日の治療のみを支払事由に該当するものとして、がん放射線治療給付金をお支払いします。 						
<p>がん疼痛ケア給付金 特約(2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> がん疼痛ケア給付金の支払対象となる疼痛緩和薬は、『がん疼痛ケア給付金特約条項(2017)第5条 備考8』をご参照ください。 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、当該処方せんに基づいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限りがん疼痛ケア給付金をお支払いします。 同じ月に、がん疼痛ケア給付金の支払事由に2回以上該当したときは、当該月の最初の入院または通院に対してのみがん疼痛ケア給付金をお支払いします。 がん疼痛ケア給付金の支払回数が通算して12回に達したとき、この特約は消滅したものとみなします。 						
<p>女性がんケア 特約(2017)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 女性ががん手術給付金の支払事由に該当する卵巣観血切除術および子宮観血切除術を同時に受けた場合、子宮観血切除術を行ったものとして扱い、これに対する女性ががん手術給付金のみをお支払いします。 両卵巣について、女性ががん手術給付金の支払事由に該当する卵巣観血切除術を同時に受けた場合、1回分の手術に対する女性ががん手術給付金のみをお支払いします。 この特約の女性ががん手術給付金および乳房再建術給付金のいずれもが支払限度に達したときまたは、この特約の支払対象となる部位(乳房、卵巣および子宮)のすべてを喪失し、かつ支払事由に該当する可能性がなくなったとき、この特約は消滅したものとみなします。 						
<p>がん手術 特約(2017)</p>	<p>支払対象となる手術については、『ご契約のしおり・約款 別表31 対象となるがん手術 (2017)』をご参照ください。</p>						

4. 契約者配当金について

- この保険に配当金はありません。

5. 解約返戻金について

- 主契約の解約返戻金のお取扱いは以下のとおりです。

全期払	保険期間を通じて解約返戻金はありません。
短期払	保険料払込期間中の解約 : 解約返戻金はありません。 保険料払込期間満了後の解約 : 保険料払込期間満了日まで保険料が払い込まれている場合は、主契約の悪性新生物診断給付金額の10%の解約返戻金をお支払いします。

※ 「全期払」は、保険期間と保険料払込期間が同じもの、「短期払」は保険料払込期間が保険期間より短いものをいいます。

- 特約・特則については、保険期間を通じて解約返戻金はありません。

■ [一社]生命保険協会の「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は[一社]生命保険協会です。

詳細は「重要事項説明書(注意喚起情報)」の『13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先』をご確認ください。

■ ご相談・ご照会・苦情等の受付先

当社のご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターまでご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
0120-211-901 (通話料無料) 受付時間: 月～金 9時～17時(祝日・年末年始を除く)
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>

<引受保険会社> AIG富士生命保険株式会社 本社: 東京都港区虎ノ門4-3-20 神谷町MTビル

重要事項説明書(注意喚起情報)

- 「重要事項説明書(注意喚起情報)」は、ご契約のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご契約前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- このほか、支払事由やご契約の内容に関する事項は『[ご契約のしおり・約款](#)』に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

1. クーリング・オフ制度について

- ◆ 「ご契約の申込日」または「クーリング・オフ制度について記載した書面を受け取った日」のいずれか遅い日から起算して**14日以内**であれば、書面によりお申込みの撤回またはご契約の解除ができます。この場合、お申し込みいただいた保険料を全額お返します。
- ◆ 当社の指定する医師の診査が終了した場合や、法人をご契約者とする場合等は、このお取扱いをいたしません。

2. 健康状態や職業等の告知義務について

《告知義務について》

- ご契約者や被保険者には、健康状態等について告知をしていただく義務があります。
- **過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、お身体の障害状態、職業等、「告知書」で当社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。**



告知受領権は生命保険会社および生命保険会社が指定した医師が有しています。生命保険募集人(代理店)・生命保険面接士に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。

《傷病歴等がある方への引受対応について》

- ご契約者間の公平性を保つために、お客さまのお身体の状態に応じた引受対応を行っており、ご契約のお引受けをお断りすることがあります。

《告知が事実と相違する場合》

- ◆ **故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日(復活の場合は復活日)から2年以内であれば、「告知義務違反」としてご契約や特約を解除することがあります。**
- 責任開始日(復活日)から2年を経過していても、給付金等の支払事由等が2年以内に発生していた場合、ご契約や特約を解除することがあります。
- **ご契約や特約を解除した場合には、給付金等をお支払いすることや、保険料のお払込みを免除することはできません。**
- ただし、「給付金等の支払事由または保険料払込みの免除事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金等をお支払いすること、または保険料のお払込みを免除することがあります。
- ◆ 上記以外にも、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。
- この場合、告知義務違反による解除の対象外となる責任開始日(復活日)から2年経過後でも取消しとなる場合があります。また、**すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。**

3. 保障の責任開始期について

責任開始期とは、お申込みいただいたご契約の保障が開始される時期をいいます。

お申込み内容	責任開始期
「責任開始期に関する特約」を付加しない場合	「第1回保険料(第1回保険料相当額を含みます。以下同じ。)を当社が受け取った時(※)または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した翌日
「責任開始期に関する特約」を付加する場合	「お申込みを受けた時」または「告知の時」のいずれか遅い時を保険期間の始期とし、その日から90日を経過した翌日

(※) 第1回保険料をクレジットカードにより払い込んでいただく場合、「当社がクレジットカードの有効性を確認し、クレジットカードによる保険料のお払込みを承諾した時」となります。

4. 給付金等をお支払いできない場合等

次のような場合には、給付金等のお支払いができません。また、保険料のお払込みを免除できません。

◆ 免責事由に該当した場合

例:ご契約者または死亡給付金受取人の故意によるとき

◆ 責任開始期前の診断確定による無効の場合

- 被保険者が責任開始日の前日までに上皮内新生物または悪性新生物と診断確定されていた場合、保険契約者または被保険者がその事実を知っているかいないかに関わらず下表のとおり無効となり、無効となった主契約・特約・特則の給付金等はお支払いできません。

診断確定された 疾病名	主契約・特約・特則	
	主契約 悪性新生物診断給付金割増給付特則 悪性新生物初回診断一時金特約(2017)	上皮内新生物診断給付金特約(2017) がん先進医療特約(2017) がん治療給付金特約(2017) がん疼痛ケア給付金特約(2017) 女性がんケア特約(2017) がん手術特約(2017)
上皮内新生物	無効となりません	無効となります
悪性新生物	無効となります	無効となります

◆ 告知義務違反による解除の場合

◆ 重大事由による解除の場合

- 給付金等を詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金等の受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約または特約が解除されたとき

◆ 保険料のお払込みがないことによる失効の場合

◆ 保険契約について詐欺による取消しの場合

◆ 給付金等の不法取得目的による無効の場合

5. ご契約内容等の確認制度について

- 当社の社員または当社で委託した者が、ご契約の申込後、または給付金等のご請求および保険料払込みの免除のご請求の際、ご契約の申込(告知)内容またはご請求内容等について訪問または電話により確認させていただく場合があります。

6. 保険料払込みの猶予期間とご契約の失効について

- ◆ 第2回以後の保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みのご都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ◆ **猶予期間内に第2回以後の保険料が払い込まれない場合、ご契約は失効します。**
 - 保険種類により、保険料の自動振替貸付が可能な場合には、あらかじめお申出の無い限り、当社が自動的に保険料をお立替えし、ご契約を有効に継続させます。この場合、当社所定の利率で利息がかかります(複利計算)。
- ◆ 「責任開始期に関する特約」を付加した場合、第1回保険料の払込みの猶予期間は、払込期間満了日の属する月の翌月1日から末日までとなります。猶予期間内に第1回保険料が払い込まれない場合、ご契約は無効となります。

7. 効力を失ったご契約の復活について

- ◆ 効力を失ったご契約でも、失効日から**1年以内**であれば復活を申し込むことができます。
- ◆ この場合、次のとおり取り扱います。
 - 改めて告知または診査をしていただきます。(健康状態などによってはご契約の復活ができないこともあります。)
 - 失効している期間の延滞保険料のお払込みが必要となります。
 - ご契約の復活を当社が承諾した場合、「延滞保険料を当社が受け取った時」または「告知の時」のいずれか遅い時から、保険契約上の保障が開始されます。

8. ご契約の解約と解約返戻金

- ◆ 払込保険料は預貯金とは異なり、一部は給付金等のお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられます。したがって解約時の解約返戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
- ◆ 解約返戻金の額は保険種類、契約年齢、保険料払込期間、経過年月数、保険料払込年月数等により異なります。特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。

9. 現在のご契約を解約・減額等して、新たなご契約をお申込みになる際の留意事項

- ◆ 現在のご契約を解約・減額等(失効することや払済保険・延長定期保険への変更を含みます。以下、同じ)して新たなご契約をお申込みになる場合、下記の点でご契約者に不利益となることがあります。

《現在のご契約についての留意事項》

- **多くの場合、解約返戻金は払込保険料の合計額より少ない金額となります。**特に、ご契約後短期間で解約された場合は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権を失う場合があります。

《新たなご契約についての留意事項》

- 保険料は現在の被保険者の年齢等により改めて決まりますので、保険料が高くなる場合があります。
- **新たにお申込みになるご契約についても、他のご契約と同様に告知義務があります。**
- 新たなご契約の責任開始日を起算日として告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- 詐欺による契約の取消しの規定等について、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- 告知が必要な傷病歴等がある場合は、その告知をされなかったために解除・取消しとなることがあります。
- 新たなご契約の責任開始日前にがん(上皮内新生物・悪性新生物)(※)と診断確定されていた場合には、給付金のお支払いができません。
- 告知前または告知の時から新たなご契約の責任開始日の前日までにがん(上皮内新生物・悪性新生物)(※)と診断確定されていた場合には、ご契約は無効となります。

(※) 主契約および悪性新生物診断給付金割増給付特則、悪性新生物初回診断一時金特約(2017)については「悪性新生物」とします。

10. 給付金額等が削減される場合

- ◆ 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。
- ◆ 当社は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額等が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
受付時間：月～金（祝日・年末年始を除きます。）9時～12時、13時～17時
ホームページアドレス：<http://www.seihohogo.jp/>

11. 給付金等のご請求について

- ◆ 給付金等の支払事由に該当した場合だけでなく、支払事由に該当する可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに当社（募集人、最寄りの支店または当社の総合サービスセンター）にご連絡ください。
- ◆ ご契約内容によっては、複数の給付金等の支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等は当社にご連絡ください。
- ◆ 代理請求について
 - 給付金等の受取人である被保険者が、給付金等を請求できない特別な事情がある場合、指定代理請求人特約により、指定代理請求人が請求を行うことができます。
 - **ご契約者は指定代理請求人の方に対し、「ご契約の内容」および「代理請求ができること」を必ずお伝えください。**
- ◆ ご住所等を変更された場合
 - 当社からのお手続きに関するお知らせ等、重要なご案内ができなくなるおそれがありますので、**ご契約者のご住所等を変更された場合には、必ず当社にご連絡ください。**

12. 法令等の改正に伴う支払事由の変更

- ◆ 公的医療保険制度の改正があった場合で、特に必要と認めるときは、当社は主務官庁の認可を得て、将来に向かって所定の特約の給付金の支払事由を適した内容に変更することがあります。
- ◆ この場合、当社は変更日の2か月前までにご契約者に変更内容を通知します。ただし、正当な理由によって変更日の2か月前までに通知できない場合には変更日前に通知します。

13. ご相談・ご照会・苦情等の受付先

- ◆ この商品に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ◆ （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>）
- ◆ 「生命保険相談所」が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、「生命保険相談所」内に「裁定審査会」を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。
- ◆ ご契約に関する各種お手続きやご相談・ご照会・苦情等につきましては総合サービスセンターへご連絡ください。

ご相談・ご照会・苦情等の受付先 AIG富士生命総合サービスセンター
0120-211-901（通話料無料） 受付時間：月～金 9時～17時（祝日・年末年始を除く）
ホームページ <http://www.aig-fuji-life.co.jp/>